

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第95号	
事故等名	押船神佑丸被押台船神佑号座洲	
発生年月日時刻	平成20年4月6日17時15分ごろ	
発生場所	愛媛県壬生川港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月1日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 神佑丸 104トン	
船舶番号	127479	
船舶所有者等	株式会社ナミカタ工業	
船種・船名・総トン数	B 台船 神佑号 1,006トン	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等	株式会社ナミカタ工業	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士(航海)	
	B	
	C	
負傷者	A 負傷者 なし	
	B 負傷者 なし	
損傷	A 損傷 なし	
	B 損傷 なし	
事故等の経過	A船は、マグリ石1,300m ³ を積載したB船を押して、愛媛県今治市宮窪町早川港を発し、同県壬生川港内、大新田北東側の埋立て工事現場に至って、作業現場に入るため航行中、平成20年4月6日17時15分ごろ、船首船底に衝撃を感じた。 当時、天候は晴で、風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮初期だった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、A船がB船を押して港内の作業現場に入るため航行中、操船を適切に行わなかったため、両船が作業現場付近の浅所に底触したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	